



## 【確定給付企業年金】

### 旧基本プラスアルファ年金に対する代替給付について

厚生労働省より信託協会宛てに、標記代替給付の設定について周知依頼がありましたので、ご案内申し上げます。なお、適格年金を移行して発足した確定給付企業年金など、旧基本プラスアルファ年金を有しない確定給付企業年金につきましては、周知連絡の影響はございません。

これまで代行返上と同時に年金受給権者(受給待期者を含む)を対象に旧基本プラスアルファ年金(基本上乗せ年金および独自給付年金)に対する代替給付を設定することは、その代替給付の給付内容によらず給付減額に該当しないこととされておりましたが、今回この取扱および代行返上後に旧基本プラスアルファ年金に対し代替給付を設定する場合の取扱が明確化されました。

その結果、代行返上と同時に代替給付を設ける場合は、これまでどおり給付減額に該当しないのに対し、代行返上後に代替給付を設定する場合は、「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令および省令について(法令解釈)」(平成14年3月29日年発第0329008号)第一の二(2)にもとづく給付減額の判定(以下、現行法令に基づく給付減額判定とします)が必要であり、給付減額となった場合には年金受給権者の給付減額として取扱う必要があります(減額同意の取得および減額理由等)。

ただし、平成23年3月以前に代行返上を行っている場合には、確定給付企業年金としての初回定例再計算の適用日までに当該規約変更を行う、もしくは平成24年3月31日までに当該規約変更の認可・承認申請を行う場合に限り、代替給付の設定にかかる給付減額の判定を現在、確定給付企業年金(旧基本プラスアルファ年金部分)の財政運営で使用している基礎率(予定利率・死亡率等)を用いて算定した給付現価のみを比較することでよいものとされております。

代替給付の設定時に経過的な給付減額判定となる場合の取扱事項は、以下のとおりとなります。

#### ○関係する確定給付企業年金

- ・代行返上に伴い発足した確定給付企業年金
- ・代行返上に伴い発足した確定給付企業年金から旧基本プラスアルファ年金部分に対する給付の支給に関する権利義務を承継した確定給付企業年金

#### ○経過的な給付減額判定の内容

- ・従前給付と代替給付の給付現価の比較のみで減額判定を行います。  
ただし、給付現価の算定には現在、確定給付企業年金(旧基本プラスアルファ年金部分)の財政運営で使用している予定利率・死亡率等を用いるものとします。  
また、独自給付年金については、過去の支給実績等を用いて合理的に判定を行うものとされております。

## ○経過的な給付減額判定となる代替給付を設けられる時期

- ・ 確定給付企業年金としての初回定例再計算の適用日までに当該規約変更を行う場合
- ・ 平成 24 年 3 月 31 日までに当該規約変更の認可・承認申請を行う場合

## ○経過的な給付減額判定となる代替給付の内容

### (1) やむを得ない事情により代行返上時に代替給付の検討ができなかった場合

新たに代替給付を設ける場合は、以下のいずれの方法によっても設定できます。

- ・ 上乗せ年金もしくは独自給付年金のいずれか一方に選択肢を設ける。
- ・ 上乗せ年金もしくは独自給付年金のそれぞれに選択肢を設ける。
- ・ 上乗せ年金と独自給付年金を一体で選択肢を設ける。

### (2) 既に代替給付を設けている場合

未だ代替給付を設けていない部分に対して代替給付を設定すること、および既に代替給付を設けている部分に対して追加して代替給付を設定すること(ただし、既に設けている代替給付の選択期間が終了していない場合に限り)ができます。

### (3) 既に設けている代替給付の選択期間を延長する場合

既に設けている代替給付の選択期間を延長する場合は、選択期間が終了していない場合に限り、給付減額の判定なしに選択期間を延長することができます。

なお、年金受給権者に対し、現行法令に基づく給付減額判定を行って代替給付の選択肢を追加する場合(給付減額に該当する場合は減額同意の取得等の必要な手続きを行う)や明らかに給付増額となる選択肢を追加する場合は、従前どおり引き続き認められます。

以上